

平成24年第8回横手市議会12月定例会会議録

議事日程（第4号）

平成24年12月5日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第 39号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 3 報告第 40号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 4 議案第157号 土地の取得について（クリーンプラザよこて建設地）
- 第 5 陳情委員会付託

本日の会議に付した案件

議事日程第4号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原惠悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠 悦	副市長	鈴木 信 好
副市長	佐藤 良 吉	教 育 長	高 橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健康福祉部長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教育総務部長	小 川 良 平
教育指導部長	佐々木 孝 雄	消 防 長	泉 田 榮 次
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人 事 課 長	皆 川 規 和	総務企画部次長 兼 市 長 公 室 長	小田嶋 利 宏
総務企画部長 総 務 課 長	佐 藤 亮	総務企画部長 経 営 企 画 課 長	高 橋 嘉
財 務 部 長 財 務 課 長	三 浦 淳	横手地域局長	石 山 昭 一
雄物川地域局長	福 岡 新 作	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	照 井 礼 司
大雄地域局長	鈴 木 康 和	平鹿地域局長 地 域 振 興 課 長	佐 藤 誠
増田地域局 市民福祉課長	佐 藤 長 慶		

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 実	主 幹	佐 藤 しげ子
総務担当副主査	安 藤 祐美子	議事調査担当主査	松 井 尊 臣
議事調査担当主任	藤 井 健 一		

◎開議の宣告

- 佐藤清春 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 土 田 百合子 議員

- 佐藤清春 議長 4番土田百合子議員に発言を許可いたします。
4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

- 4番（土田百合子議員） 皆様、おはようございます。4番公明党の土田百合子でございます。

早朝より議場に足を運んでくださり大変にありがとうございます。

昨日衆議院選挙の公示となり、日本再建を担う責任感と経験、具体的な景気、経済対策があるのはどの政党なのか、また、地域に根差し、国政を動かす力を持っているのはどの政党なのか、何よりも大事なのは、政党の政策と実現力が問われる選挙であります。

これまで国民、有権者の皆様に対して何を約束し、何を実現し、何を解決したかであります。公明党には地域に根を張る3,000人の議員ネットワークがあり、現場の声を吸い上げる公明党ならではの特徴があると自負しております。私自身も大衆とともにどの公明党の原点を忘れることなく、最後までぶれずに実行してまいりますので何とぞよろしく願いいたします。

1番、公文書等の保存管理についてであります。

この項につきましては、平成16年9月議会で公文書の保存と公文書館構想について質問してから8年が経過し、4回目の質問となります。

今回さらに一般質問するために、公文書の保存の状況を5カ所視察いたしました。それぞれの地域局の管理のもと、番号で整理されておりましたが、膨大な資料のため数カ所にわたって段ボール箱に重ねて置かれている状況にあります。きれいに整理整頓されているところもあればそうでないところも見受けられました。昭和の合併時の資料は手に取ることができないほど劣化が進んでおります。担当の方が今回は整理ができてよかったが、どのような文書を残すのが課題である、文書を捨てないようにとの指導とは裏腹に速やかに廃棄しているといった声もありました。当面の措置はできていても、歴史資料として重要な公文書を選別し保存するといった課題については今後必要であると感じた次第であります。

今後、公文書等の保全、管理を考える会から五十嵐市長に要望書が提出されております。議会には陳

情として上がっておりますのでその一部を紹介させていただきます。

「本市の現状を見ますと、合併以来7年を経過しておりますが、旧市町村時代の行政文書がまだまだ収納先が決まらず、旧庁舎ごとに積み重ねられている状況が散見されます。また、担当者の交換で恣意的に処理される懸念もあります。こうした事態は過去の事例でもありました。このたび完了した横手市市史編さん事業の過程で、昭和の大合併の際に残された公文書群を旧横手市地域6町村から市史編さん室に移管しましたが、なぜか栄村と境町村の公文書は1点も残されていませんでした。今回の合併でも暫定的管理から全市的に統一的に進めないこうした保存の格差が生まれる可能性があります。公文書及び歴史的資料の適正かつ効率的な整理、保存、利用のサイクルが機能することによって、市政の適正かつ効率的運営に資するばかりでなく、現在及び将来の市民に対して説明責任を果たせる大きな効果が期待できると、今後関係条例の制定、専門的職員の養成、全公文書の集約、分類、整理、利用に至る基準作成と実行、そして最終的にはこれらの条件を満たす公文書館の建設など、ハードルの多さには息をのむ思いであります。でも乗り越えなければなりません。時間を置いて先行自治体の事例を追う姿勢ではなく、横手の実態の上に立った横手らしい推進方法で、今から着実に推進していただきたい」との心からの要望であります。

平成22年9月定例議会一般質問の公文書の保存と管理条例を制定し取り組む考えについての市長答弁では、「平成23年3月までを期限として市の公文書の管理方法についての仕組みづくりを調査研究し、この研究の調査結果をもとに公文書管理条例の制定や、公文書館の設置の必要性について進めたいと考えている。また、公文書を管理する仕組みとしてその設置が必要とされた場合には、その設置場所や機能などについて市民の皆様や市議会との協議の上、横手市総合計画に記載するよう検討してまいります」との大変前向きな答弁でありました。あれから2年がたちましたが、実際にはなかなか進んでいない状況にあります。

そこで質問であります。要望書にもございましたが、今後、関係条例の制定、専門的職員の養成、全公文書の集約、分類、整理、利用に至る基準作成と実行、そして最終的にはこれらの条件を満たす公文書館の建設など、市として具体的にどのような計画のもとに進められていくのか市長のご見解をお伺いいたします。

2番の生活保護分野における自立支援プログラムについてであります。

高齢化や景気低迷により、生活保護を受ける人が多くなってきており、この制度をめぐってはさまざまな問題が指摘されております。厚生常任委員会では、釧路市の生活保護分野における自立支援プログラムについて視察してまいりました。北海道東部に位置する釧路市は、人口18万人の都市で、産業は三大産業と言われた水産、石炭、紙、パルプという資源をベースに成り立っておりましたが、産業構造の変化と平成20年の世界的な不況で収入不足や失業に至り、生活保護を需給せざるを得ない状況になったことが挙げられております。

また、釧路市の生活保護世帯の特徴は、高齢者世帯が比較的少なく、母子世帯が多いことでもあります。

釧路市の平成20年度の生活保護世帯数は5,581世帯8,715人、人口1,000人当たりの保護率は、46.1%で人口1,000人に対し、46人が受給しているという状況にあります。

このような中、釧路市自立支援プログラムは、生活保護から自立し、就職するまでのステップを4系統25メニューで被保護者の状態に応じて設定されております。

心身の不調で働けない人や、社会とつながりをなくした人にはボランティア活動を通し、やりがいや地域社会とのつながりを取り戻すことや、働きたいけれども職がない、働いても収入が低くて生活ができない人には資格取得や職業訓練の支援を行い、それぞれのペースで自立を目指しております。

平成16年度からは2年間、厚生労働省の指定により被保護母子世帯自立支援モデル事業を実施し、公立大学と共同研究を行い、就業体験ボランティアプログラムが策定されております。

さらに平成18年度からは、対象を仕事が可能な年齢層まで広げて、新たに公園や動物園での作業や障害者の施設での作業、多重債務者やDV被害者の支援プログラムを策定し、平成19年度にはさらに野外農園での農作業体験、重度障害児施設でのボランティア体験を実施し、活用プログラムが策定されております。

平成20年度には一人一人の支援方針を提示して、プログラムに参加できる体制をとっております。これらの事業の参加者は、平成23年度は795人で、延べ人数は4,983人に上ります。この事業の参加者には単身の年配者もあり、これまでには行く場所もなく人と話す機会も少なかったが、障害者の作業所にボランティアとして参加し、行くところまでできて楽しい、うちにいても余計なことを考えてしまう、ボランティアが生きがいになっているといった感想が述べられております。

この事業で新たな出会いや作業経験を通して、社会と触れ合うことで自分を確認する場、能力を生かせる場など、その人の居場所を提供ができております。また、新たな自立への自信が生まれてくることに大きな意義があると私は思います。

このような先進的な取り組みを視察し、次の4点について質問をいたします。

1点目に、当市の生活保護の状況と取り組みについて。

2点目に、受給者の自立に向けた職業訓練の充実や働くことの意欲を促すボランティア活動の提案について。

3点目に、きめ細かい相談支援に向けたケースワーカーの増員について。

4点目に、就労収入の一部を積み立てて自立時に活用できる制度の導入についてであります。

3番、脳脊髄液減少症への対応についてお伺いをいたします。

脳は頭蓋骨に守られ脳脊髄液に浮く形で存在しておりますが、脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ、外傷等身体に強い衝撃を受けることにより、脳脊髄液が漏れ出すという病気です。脳脊髄液が漏れ出し減少すると、脳神経が引っ張られ、それにより頭痛、首や背中の痛み、腰痛、めまい、視力低下、耳鳴り、睡眠障害、うつ病などさまざまな症状が複合的にあらわれてまいります。特に、交通事故などの外傷でこの病気を発症しますが、多くはむち打ち症と診断され、間違った治療により症状が改

善されないケースが多くあります。

今年度から武道が必修科目となりましたが、柔道の授業で投げられても発症の危険性があります。また、調査では不登校児の一部にはこの病気を発症し、学校に行きたくても行けないといった児童が含まれていると言われております。

文部科学省では9月5日に学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について事務連絡を配布し、教育現場でのこの病気への理解と適切な対応を求めています。

この病気の治療法は、ブラッドパッチ療法といい、自身の血液を脊髄と硬膜の間に注入するもので、脊髄液が漏れ出す傷口をふさぐというものであります。

昨年10月13日、第70回脳神経外科学会学術総会においてこの病気の診断基準が発表され、さらに保険適用に向けてことしの6月から指定医療機関で先進医療を開始しております。10月18日に脳脊髄液減少症患者支援の会秋田のメンバーが公明党田口聡県会議員とともに佐竹知事に要望書を提出しておりますが、秋田県ではまだまだこの病気に対する認識が低く、治療体制が整っていません。多くの患者はブラッドパッチ療法を受けておりますが、秋田県にはこの治療法の先進医療機関がなく、専門医がないために県外の医療機関でこの治療を受けております。そのほとんどが自由診療となるために、1回の治療に30万の費用がかかり、旅費とあわせて患者の大きな負担となっております。まずは教育関係者や消防関係者に対して脳脊髄液減少症の理解を深める講習が必要であると思います。さらに医療機関に対し、専門医による技術講習も必要と考えます。

そこで質問であります。脳脊髄液減少症に対する認識とこの病気について教育関係者や消防関係者に対しどのように周知徹底を図るのか、また、医療機関に対して、脳脊髄液減少症の診断基準の徹底、専門医による技術講習などの開催で医療技術の向上を図る必要があると考えます。当市における脳脊髄液減少症についてのお考えをお伺いいたします。

4番、バルーン、熱気球のまちづくりについてであります。

1991年に平鹿町と大雄村が県内の自治体として初めて熱気球を購入し、両町村に熱気球クラブが組織化されております。熱気球を媒体とした新しい地域づくりを目指して大会が開催されてまいりました。市町村合併により実行委員会を組織しての開催となり、7回目となっております。新緑が美しい5月の3日から3日間にかけて、横手市教育センター広場で全国各地から30チーム31基約200人が参加しております。横手盆地は熱気球の飛行に支障となる高い建物や高圧線が少なく、国内でも飛行しやすいエリアとなっております。のどかな田園風景を舞台にバルーンのまちづくりを市全体で推進し、全国へ発信してはいかがでしょうか。

佐賀県佐賀市では佐賀インターナショナルバルーンフェスタが10月から5日間にわたり開催され、世界15カ国地域から熱気球100基が参加し、80万3,000人の観光客が集まり、にぎやかに開催されております。来場者を中心市街地にも呼び込もうと、市が官民一体となってバルーンチケットを購入し、登録された飲食店をめぐるもので、売り上げは800枚に上り、市の中心部への誘客推進を図っております。佐

賀市の取り組みが当市に当てはまるものではないかもしれませんが、現在、秋田スカイフェスタ参加チームは東京、大阪、千葉、新潟、神奈川、北海道、日本全国30団体200人が集まって当市で開催されております。この取り組みを充実し、バルーンのまちづくりで集客力を高め、中心市街地の経済に波及させることができないものか、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、ジェネリック医薬品希望カードの効果と推進についてお伺いをいたします。

年々増え続ける医療費を削減する切り札としてジェネリック医薬品の活用が推進されております。このことにつきましては、平成21年12月議会で一般質問し、国保税の抑制を図るためにジェネリック医薬品希望カードの推進を提案しております。平成23年度から国保加入者約2万8,000人に配布されておりますが、これまでどのくらいの効果があったのかお知らせをください。

また、このたびの行政課題説明会の横手市国保のあるべき姿を目指す対策の医療費適正化計画案に、ジェネリック医薬品差額通知を実施し、使用率20%とするとあります。ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担の差額を通知するサービスであります。その効果と今後の推進についてお伺いをいたします。

ご清聴大変にありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございます。

公文書等の保存管理についてでございます。

公文書館を構想するに当たりまして、どういった種類の文書がどれぐらいの量であるかなど、公文書の全体像を把握する必要がありましたので合併前の8市町村と広域市町村圏組合の文書については昨年と本年の2カ年で歴史的公文書収集整理事業を実施いたしております。

調査の結果、15万9,000件に上っており、これらの文書につきましては、名称と保管場所を一覧表にしてファイル化し、整理整頓を行ったところであります。

また、合併後に市役所が受けた文書や作成した文書は、文書管理システムで管理しておりますので、市で保管する公文書につきましては一定の整理ができたものと考えております。

現在それぞれの公文書については、各地域局庁舎、またはその周辺の施設に収納、保管しておりますので、今後の利活用を考慮しますと、ある程度は集約する必要があると思っております。

利用できる建物としましては、統合後の空き校舎等も考えられますが、地域の皆様のご意見をお聞きしながら校舎の利活用を図らなければなりませんので、少し時間が必要であると考えております。

県内自治体の例では、合併によって不要になった議場を改装し公文書館とする構想もあるようですが、いずれにしても中間書庫的な施設が必要でありますので、さまざまな施設を対象として今後も情報収集を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

専門的職員の育成につきましては、今後も職員の削減を進めることを踏まえ、公文書管理に特化した専門職員を育成することは難しいものがありますが、市民サービスを低下させないよう努力しながら研さんを積ませたいと思っております。

条例につきましては、まず条例ありきではなく、市民の皆様はどういうサービスを提供していくかという全体計画を構築していく中で、検討を進めてまいります。当市の身の丈に合った公文書館のあり方が大切であります。市民の皆様のご意見もお伺いしながら市としての方向性をできる限り早くお示ししたいと考えております。

2つ目の、生活保護分野における自立支援プログラムについてであります。

都合4点のお尋ねがございました。

1つ目と3つ目については関連した内容でございますので、一括してお答えをいたしたいと思っております。横手市の生活保護につきましては、平成24年10月末現在で保護世帯663世帯、保護人員902人という状況であります。世帯類型別では、高齢者世帯302、障害傷病世帯136、母子世帯21、その他世帯204となっており、単身の保護世帯は506世帯となっております。

保護受給者の年齢構成であります。ゼロ歳から14歳が62人、15歳から64歳が445人、65歳以上が395人となっております。

前年度の10月末と比較いたしますと、世帯数で30世帯、人員で33人減少しております。これは、横手市被保護世帯若者就労支援プログラムなど、5つの自立支援プログラムによりまして、保護受給者の自立支援を組織的に行っていることが主な要因であります。

また、就労により、扶助額が減額になった世帯が21世帯となっており、保護世帯の就労意欲の高揚など、その効果が図られております。

その一方で、就労意欲の低い方や、就労経験がないなど、自立に向けた課題をより多く抱えている受給者の方もおり、課題の解決に向け現在検討しているところであります。

議員ご提案の職業訓練の充実や、働く意欲を促すボランティア活動につきましては、自立に向けた効果が期待されることから今後検討をしてまいります。

生活保護業務の実施体制につきましては、査察指導員2人、ケースワーカー8人で対応しており、1人のケースワーカーが83世帯を受け持っております。保護世帯の相談支援につきましては、ケースワーカーと就労支援専門員、面接相談員などと連携を図り行っております。対応が困難なケースにつきましては、ケース診断会議等を開催し、組織的に対応しておりますので当面はこの体制で支援してまいりたいと考えております。

この項の4つ目でございます。

国では現在、生活保護の制度改正に向けて、生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会を設置し、生活保護からの自立を強化するため、就労収入の一部を積み立て、自立後に還付する内容の、就労収入積立制度、仮称であります。これを検討しております。今後この特別部会の状況を見ながら対応

してまいります。

3番目の脳脊髄液減少症への対応についてであります。

この脳脊髄液減少症の診断につきましては、さまざまな立場の専門家で作る厚生労働省の研究班が検討を行い、昨年10月に初めて診断基準を発表しております。この基準は、日本脳神経外科学会など関係する8つの学会が了承、承認しており、関係する医師に対しては、学会を通して情報提供されております。また研究班では、現在治療研究を行っておりますので、国や県からの情報収集に努めてまいります。

なお、学校現場においては、脳脊髄液減少症の原因や症状、学校における適切な対応などについて既に文部科学省、秋田県教育委員会の通知を全小・中学校の教職員に周知しております。

また、中学校での武道必修化を受けた教員向け講習でも、頭部のけが防止を含む安全指導が行われており、今後も事故の未然防止を第一に各学校を指導してまいります。

4番目のバルーンのみちづくりの推進についてでございます。

熱気球の祭典秋田スカイフェスタは、ことしが21回目の開催となり、今では横手市の春の風物詩として全国から多くの熱気球愛好者とお客様が横手市を訪れる魅力あるイベントに成長しています。開催当初は、平鹿町、大雄村が隔年で主催しておりましたが、合併後は地元の熱気球クラブによる実行委員会を結成し運営されており、秋田スカイフェスタのほか、市内外の多くのイベントで熱気球の搭乗体験を開催するなど、横手市のイメージアップに寄与していただいております。

このイベントは、熱気球愛好家が集まるミーティングという位置づけから、実行委員会と協議の上、コンベンション誘致の一環としてホテルや旅館などの手配支援や、観光、飲食情報の提供を行うなど、運営に対する支援や協力を行い、地域の観光物産団体とともに地域消費活動の活性化につながるよう、働きかけてまいります。

また、市としても支援を継続し、地域の方々による来場者へのおもてなしなど、地域の財産として多くの市民に親しまれるよう、継続発展されていくことを期待するものであります。

5番目のジェネリック医薬品カードに関する、いわゆるジェネリック医薬品に関するお尋ねでございます。

本市では、平成23年度からジェネリック医薬品希望カードをすべての国保加入世帯約1万5,000世帯へ交付いたしているところでございます。その結果、ジェネリック医薬品数量ベースでの使用率は平成22年12月は17%ほどでありましたが、平成24年8月には19.6%に上昇しております。

このことによる効果は、ジェネリック医薬品を全く使用しなかった場合と比較して国保の医療費が年間約2億円削減なるものと試算しております。

また、来年度からの新たな取り組みとして医療関係者の方々と協議しながら、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が一定以上軽減される方にお知らせするジェネリック医薬品差額通知の実施を検討しているところでございます。

今後とも国保加入者の皆様の負担軽減や国保財政の健全化を図るため、ジェネリック医薬品の普及を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ご答弁大変にありがとうございました。

それでは、1番の公文書等の保存管理についての質問についてでありますけれども、今回4回目でございます。私としてはこの部分においては前回の答弁が非常によかったもので、これでよしと思ったわけなんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、具体的に、前回市長答弁では平成23年度3月までを期限として市の公文書の管理方法について仕組みをつくり、またその調査研究して、その結果をもとにその公文書管理条例の制定や公文書館の設置の必要性について進めたいと考えているという、本当に具体的に一つ一つ申し上げているんですね。それで今回の答弁では、何かこう後退するようなお話でありますけれども、やはりしっかりと条例を制定して、何を残してどう管理していくのとかいうことを明確にしていかなければならないというふうに私は思っておりますけれども、市長のご見解をもう一度お願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、公文書館、公文書の管理に関する条例は大変大事なものだというふうには間違いなく思っておりますけれども、このことによる、条例をつくることもそうありますけれども、どんなサービスを提供するか、それが市民にとってどのような価値があるものかということについてのやはり私どもの詰めもまだ足りないのかなというふうな認識でございます。その辺をよく詰めた中で条例制定ももちろん視野に入れなければいけないわけありますので、具体的なその公文書の管理のあり方、あるいは場所だとか、さまざま、それ以外にも今議会でも議員の皆さんから提案いただいているような扱いの問題もございますので、それらこれらをやっぴり検討しながらやっていくということで、決して後退しているわけではなくて、少し時間がかかっている側面はございますけれども、着実に進めるという方向では間違いのないところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはりこれからスタートしていくというような方向であると思っておりますけれども、今回要望書が提出されておまして、公文書等の保全管理を考える会という、こういう方々との連携をしながら、やっぱり市民と一体となってつくってほしいという、そういう思いは私はおりますけれども、そういう点についてはどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先日、公文書の保管管理、あるいは公文書館の建設方について、大変この方面について経験を積まれた知見のある方々から要請をいただいたところでございます。この方々は、横手市の

市史編さんにも大きくかかわった方でございまして、さまざまな資料の管理の重要性、あるいは管理が行き届かないことによって散逸してしまった資料を大変惜しんで、後世のためにもしっかりすべきだというふうなことでのご提案でございまして、これは全くそのとおりでございますので重く受けとめながら、そしてそういう方々のご意見をお伺いしながら、やはり専門家の方々に全国的な事例も相当研究されておるやに聞いておりますので、そういうふうな方々のご意見も今まで以上に拝聴しながらこの作業を進めてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはり要望書の中にもございましたけれども、やはり時間を置いて先行自治体の事例を追う姿勢ではなくて、横手の実態の上に立った横手らしい推進方法でという、そういう思いが込められております。やはり私たちも来年改選のときを迎えますし、五十嵐市長も合併協の協議会長としてやはりこの部分においては大変責任があると私は思っている次第であります。ましてややはり市長はこの部分において公約に挙げている部分なのですね。ですから私はやはり担当にただ任せるのではなくて、やはりこれだけは最後にきちとした形にさせていただきたいというそういう強い思いがあるんですけれども、その点についてはいかがでありますでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 進捗状況がはかばかしくないことについては大変申しわけなく思っております。ただ、その必要性についての認識は十分感じているところでございまして、さまざまな要因の中でおくれが出ているところでございますけれども、間もなく新年度に向かってのさまざまな準備に入りますけれども、そういう中でこのことの進捗について具体的な詰めをこれからしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 何とぞ時間もございませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

2番の生活保護分野における自立支援プログラムについてでありますけれども、やはりこのボランティアについては検討していくという方向でありましたので、非常にこの部分をこの4点の中でも私は提案をしたいというふうに思った次第であります。やはり若い方が、やはりすぐ仕事が見つかって、すぐ就職ができればいいんですけれども、その待っているときにやはり時間が長過ぎるとやっぱり引きこもって、引きこもる可能性が非常に心配というか、非常に今回こういう点が心配でありましたので、やはり釧路の例を通しながら、この部分においてはぜひ実施していただきたいというふうに思っております。

例えばでありますけれども、どのようなボランティアの内容というか、そこまで考えていらっしゃるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在のところこのようなボランティアで参加するというようなプログラムにつきましては当市では実際は実施しておりませんが、今後一番身近でできるものとしては、そう

いったNPOが組織されておられませんので、まずうちのほうの就労支援員、それからケースワーカー等で除雪ボランティア等に参加していただくとか、短時間でも社会参加していただくとか、そういったところで実施をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） その点については、いろいろな、鉦路でも行われておりましたけれども、公園とか福祉的なボランティアとかいろいろとあると思いますので、さまざまなことに、その人に合ったやっぱりボランティアというものがあると思いますので、さまざまメニューをつくっていただいて実施していただきたいと思います。

横手市においては8人のケースワーカーで80人を超える人を見ているわけなんですけれども、この取り組みについては非常にご難儀されていると思います。そして日ごろから感謝もいたしているところでもありますけれども、こういった部分においての、何ていうのか、課題等、私は非常に80人を超えているというのは非常に大きな数だなというふうに思っておりますけれども、こういう部分での課題というのはどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 自立支援のプログラム等につきましては、先進事例ですとセーフティーネット支援事業と国の100%補助事業等を利用して、NPO法人であるとか、それから市関連の財団法人等が全面的にバックアップするというような方向で取り組んでいる例が多いようでございますので、ケースワーカーの負担を軽くして、そのようなNPOが組織されて、このような補助金が活用して支援できれば一番いい方法でございますけれども、今後はこういう補助金を活用した支援事業に取り組んでいければ、ケースワーカーの負担もそれほど多くなく実現可能であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはりこの部分におきましては大変心配しているところでありまして、やはり私のところに相談する市民相談の中にも、やはり、お金をいただいているときにはいいんですけれども、やはり自立するときにはいろんな課題があるようでありまして、やっぱり細やかな対応をしていただきたいなというふうに思っております。

あと、この4点目の就労収入の一部を積み立てることについてでありますけれども、やはりこの部分ではまだ国のほうでも定まっていないところでありまして、ぜひやっぱりこういった点を市としても国のほうに要望を出していただきたいと、このように思います。

それと、3番の脳脊髄液減少症についての対応についてお伺いしたいと思います。

やはりこの病気につきましては、私も本当に3年ほど前から私の周りに、やはりその事故によるいろんな症状で悩んでいる方がおりまして、また最近事故に遭った方がやはりむち打ちであろうと思ってお

りましたんですけれども、余りにもさまざまな症状が出てきて、それがこのような病気ではないかというところで、病院に行ったところが、ほとんど診察してもらえなかったという。むち打ちであるということの診断であったということで、やはりこの部分においては非常に理解を深めるためのやっぱり講習会とかやっぱりこういう医療機関への理解を求めることが大事であると。やはりつらい思いをしつつ、また医療機関に行っても病名がわからないというのは非常につらいことだと思いますので、この点について、これから始まっていくと思いますけれども、市としては、横手病院と大森病院があるわけなんですけれども、そういう部分においてはどのような指導をなされていくのかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 現在この脳脊髄液減少症に関する情報につきましては、主に都道府県の医療担当のほうで情報提供しておるといような状況でございます。秋田県におきましても、県内で受診可能な医療機関、それから治療可能な機関、それからブラッドパッチ療法を実施している医療機関等公開しておりまして、こういった情報に基づいてそれぞれ受診していただくということになるわけでございますけれども、こういう事例、医療の研究が進んでいる静岡県等につきましては、やはり先進的なお医者様が県内の医師会等を通じて研究会を実施しているというふうな状況でございます。ただ秋田県につきましては、今のところ積極的にはそういうような研修会等実施実績はないようでございますけれども、やはり取り組みといたしましてはやはり県レベルの取り組みになるのかなというふうに現在では考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） これから県のほうからも指導があると思いますけれども、こういった病気への対応の周知についても市としてもよろしくお願ひしたいと思います。

4番のバルーンのまちづくりについてでありますけれども、昨日の一般質問で、市の西部に多機能直売所が14年度にも建設されるということが話題となっておりますけれども、こういうやはりバルーンイベントとリンクさせるようなやっぱり取り組みをすることによって、非常に横手市をPRできるのではないかというふうに思っております。

横手市から補助金が出ているわけなんですけれども、こういう部分を、19万円ほどでありますけれども、この部分をもう少し拡大して、そういう事業の拡大というか、実行委員会とも話し合いをしながら拡充していくという点についてはどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 現在行われております秋田県のスカイフェスタは、東北でも3カ所しかやっていないというような、大変観光的にはいい素材かと思っております。ただ、熱気球の場合、気象条件が大変に厳しいといえますか、例えば強い雨が降ったりしますとできないとか、それから風が3メートル以上になると飛ばないというような、自然を相手にしているスポーツといえますか、イベントで

ございますので、なかなかリスクといたしますか、そういう面では難しいものがあるのかと思ってございます。

また、横手が大変に飛ばすのには気象条件がいい地域ではございますけれども、現在3地域、これぐらいが横手の地域で行うとすれば限界というような話も伺ってございます。これ以上拡大をしていくなれば他との地域との協働といたしますか、そういうものを模索していくというようなことも必要でございますので、今現在はこの辺の規模が限界かなというふうな形で考えてございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 課題といたしましては、駐車場が狭いということなんですけれども、規模は拡張できないとしても、やはりこういうような課題について市としては協力できないでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 クラブの方々といろいろなお話をしていきながら、その辺については解決に努めてまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。やはりこのような経済状況が悪いときでありますけれども、やはりバルーンも空に、この環境のきれいな美しい横手市にたくさんのバルーンを上げて、やはり横手市をPRできたらなという、そういう思いで今回提案させていただきましたので何とぞよろしくお願いをいたします。

最後にジェネリック医薬品希望カードの推進についてでありますけれども、今現在のジェネリック医薬品の使用度というのは大体20%近いわけでありまして、国においては30%を目指しているというような方向でありますけれども、この部分においては横手市としてやはり2億の効果があると見込まれているということでありますので、もう少し強力的に推進できないものかというふうに私は思いますけれども、その点についてどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 先ほど申し上げましたジェネリックの差額通知ですけれども、これの実施にあわせて、ジェネリック医薬品のさらなる周知も必要であるというふうに考えておりますので、特に市立の病院とも連携しながら推進をしていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） やはり医療費の削減のためにやはりいいことであればやっぱりもう一体となって頑張っていたきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

大変にありがとうございました。

以上です。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐々木 誠 議員

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

16番佐々木誠議員。

【16番（佐々木誠議員）登壇】

○16番（佐々木誠議員） おはようございます。市民の会の佐々木でございます。通告の順に従って質問を進めていきますのでしばらくの間おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

民主党が政権をとり、自民党と民主党の二大政党による政権争いの中で、日本の政治が進められていくのかと思いましたが、民主党の政治運営の稚拙さからと表現したらよいのか、期待外れの結果となりました。そして、多くの党が生まれ、国民にとってはわかりにくいにぎやかな選挙戦が始まりました。歴史を振り返って今回の選挙をどう位置づけますかという質問に、前防衛大学学長の方がこのように言っております。「満州事変を関東軍が起こしたとき、国民世論はどっと支持しました。社会が行き詰まり、もう耐えられないとなったとき、新しいものなら何にでも飛びついてしまう、そういう傾向が日本にはある。じり貧を逃れて、どか貧に跳躍する病気です。今は国民は既存政党にうんざりしている。でも新鮮さというだけで飛びつくのは危ない。威勢のいい無責任な言葉が結局国益をどれほど傷つけたか。国民益の実現を考える政治家を選び、その政治家が政党を立て直すことに期待したいものです」と述べております。

消費税の増税、原発の存続の問題、社会保障の改革、TPPの参加問題、あるいは憲法改正についてなどが選挙の争点となっているのではないかと考えております。各党の政策が微妙に違っておりますが、選挙後の日本の政治が国民の期待に沿う方向に進んでほしいものと願っております。これらの問題は、地域においても当然話題になっております。特に農業関係者の多い私の地域においては、当然TPP問題が話題の中心になりました。いろいろ話をしたその内容をちょっと紹介しますと、「多分TPPについては、日本は参加するだろうと予想されます」これ、私が言うんじゃないです。この話の内容でございます。「そうすると、日本農業はかなり影響を受けるだろう。当然、規模を拡大してコスト削減を図り、外国の農業と渡り合っていかなければならないだろう。旧十文字町では田んぼの面積が400町歩と言われております。1農家が30町歩を目標とするなら、10農家もあれば間に合うこととなります。農業で生活ができない人は、別の職につかなければならなくなります。そのとき、就職口があれば問題はありませんが、現在の状況から考えると、なかなか大変なことと予想されます。若い人が就職口がないと

なれば、都会のほうに出ていくことも考えられます。地域の高齢化が進む中での若者の流出となれば、地域の将来はどうなるだろう」要約すれば、このような話の内容でした。

そこで質問いたします。

1 番、自治会運営について。

集落の高齢化と、人口減少により、将来の自治会運営に不安を感じております。地域の施設、建物、神社等その他いろいろ管理している施設を指します。そういう管理、あるいは伝統芸能の存続について心配しております。市として予想される状況の見通しと、どう取り組んでいくのかお尋ねいたします。

2 番、除雪体制について。

ことしの夏は高温少雨で農業にとっては本当につらい夏でした。田んぼは水不足で田面が割れる状況でした。畑はまいた種が乾燥のため発芽がおくれ、そのため生育がおくれてしまい、細い大根がまだ畑にそのままになっております。

夏の高温少雨のため、地下水が低下し、10月には自家水の井戸がかれる家庭が出てきました。今までこういうことはありませんでした。今から地下水がかれるようでは大変な事態になるのではないかと心配したところでした。幸いにも、降雪前の長雨と大雨で地下水も復活したようです。しかし、今後積雪により消雪のための地下水のくみ上げが始まると、例年よりも早く地下水の枯渇が予想されます。そうなったとき困るのが道路の除雪です。消雪パイプ設置道路は、機械による除雪はなかなか難しいのではないかと思います。市としても地下水枯渇の事態に備えての除雪体制を整えておくべきと思うが、所見と除雪体制についてお尋ねいたします。

3 番目、災害発生時の緊急避難についてでございます。

災害発生時に集落の会館、集会所、地域によっていろいろ呼び名が違ふと思えますけれども、そういう集会所に一時緊急避難所となっていると理解しております。市では、避難所として指定はしていませんという考えかと思えますが、認定はしていると私は理解しておりますので、そのつもりで質問をさせていただきます。

大きな災害で在宅が無理だということになれば、市の指定の避難所に移動することになるかと思いますが、私の質問は一時的な緊急避難についてなので、一晩、あるいは1日か2日の短い時間、期間を想定しての話でございます。

避難所と言うからには、市でも関係しないわけにはいかないと思えます。つまり、何らかのフォローがあって当然だと思っております。3.11の震災のとき、ある老人の話でした。電気もとまり、暗い中ストーブもだめで、怖くてどこかに避難したいと思いましたが、どこに避難したらよいのかわからなかった。隣のうちに助けを求めて時を過ごしたという話を聞きました。その話を教訓として、各地域の集会所の緊急避難所としての対応の取り組みの重要さを訴えたいのです。

市の取り組みとしては、自治会の指導、助言みたいな感じ、例えば、停電を想定しての反射式のストーブの準備をしておいてはどうかとか、あるいはひとり暮らしの老人の場合の避難について話し合いを

しておいたほうがいいのではないかと、避難者が出たときの炊き出しはどうするのか、あるいは備蓄についてはどうか、こういう自治会への働きかけがあってはいいと思いますが、市の所見をお伺いいたします。

住民とはそこに住む人のことであります。これからの社会は個人の私的な関心を追求するとともに公共的関心を持ち、自己責任を持って社会に参画する住民、つまり市民となって行動してほしいと思っております。最近日常的に使われるようになりました住民参加という言葉の実態は、どちらかといえば政策決定やまちづくりでよく聞かれます。住民参加の形態は、審議会や委員会で住民の代表が意見を述べたり、アンケートや公聴会などを通じて住民の声を行政に届ける形が一般的で、それらの多くはアリバイ的なもので終わるか、お知らせ的にとどまっている感じを受けるときもあります。どちらかといえば行政を補完するものとして住民参加という手法がとられてきたように思います。

これからは、住民側から町や環境をどうつくり上げていくか、行政任せではない住民の暮らしの中から課題を発見し、行政と役割を分担しながら共同で問題の解決を図っていくことが本来の住民参加であろうと思っております。

このような見地に立ったとき、市が緊急避難所へのかかわりを持って取り組むことは住民参加による地域づくりを進める上でよい機会だと思っております。こういう思いから3番目の質問を取り上げたこともつけ加えておきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、自治会運営についてというご質問がございました。

少子高齢化や人口減に加えまして、人と人の結び付きが希薄化なることによりまして、町内会、自治会といったコミュニティーが弱くなりつつあると言われておりまして、この現象は本市においても例外ではないわけでありまして。

東日本大震災や近年の豪雪が契機となりまして、各地域で地域内の住民がお互いに助け合う共助の重要性が再認識されているところであります。共助の仕組みは集落の機能を維持するだけでなく、地域の実状やニーズを踏まえまして、コミュニティーを活性化を図ることができるものと考えております。例えば大規模な災害が発生した際には、行政のみの対応には限界もあることから、コミュニティーにおいて地域住民が相互に助け合う意識を醸成するための仕組みづくりが必要不可欠であります。

こうした中で、今年度市内に4つの地区で雪寄せや雪おろしなど、地域の抱える問題を解決しようと住民主体の共助組織が結成されました。この動きは支え合いの精神に基づき、住民が互いに力を合わせそれぞれの地域を維持していくための一つの手段であると考えております。市としましては、今後も引

き続き共助理念の浸透を図りながら、集落の機能強化と活性化に向けて地域の特性を生かしたまちづくりに市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

2つ目の除雪体制についてでございます。

市内では81カ所、延長約25キロメートルの消雪パイプ施設が稼働いたしております。昨年の冬は地下水の低下による水道水への影響もあり、消雪パイプの稼働においては小まめなスイッチ操作による水量調節を行うなど、節水にご協力いただきながら降雪に対応してまいりました。今年度においては、夏の少雨による地下水の低下が見られたことから対策を検討してまいりました。現在、水位は平年並みに戻っておりますが、昨年の経験を踏まえ、市報等で節水の呼びかけを行っております。

また、各消雪パイプ利用組合や消雪に地下水を利用している企業などにも本格的な降雪の時期を迎える前に節水を呼びかけるチラシを配布することといたしております。徹底した節水と施設利用を心がけ、シーズンを通して施設が稼働できるよう、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

議員がご心配の消雪パイプ路線の除雪については、散水ノズルが支障となるため、消雪パイプ施設を避けた除雪作業が必要であり、小型ロータリーやハンドガイド式除雪機での除雪などを含め、市民の皆様のご協力をいただきながら対応してまいりたいと思います。

3番目の災害発生時の緊急避難所についてでございます。

現在横手市の指定避難所は小・中学校など169カ所であります。収容予定人員は、1人当たりの面積基準で2平方メートル換算いたしますと合計で約18万人分であります。実際の災害時には指定避難所に避難していただくことを前提として発電機や特設公衆電話の整備など機能強化に努めているところであります。

また一方では、各自治区の自治会館などに自主的に避難される場合もございます。これまでにもそうした場合には一定のサポートをさせていただいておりますが、ご指摘のとおり、まずは地域での助け合い、共助、互助が大切であります。

昨年の震災以降、市民の防災意識が高まる中、山内三又地区、増田狙半内地区、平鹿醍醐地区、横手地区の婦気町内会や朝日が丘町内会などを初め、それぞれの地域や自治会単位で自主的な防災訓練や研修会の開催が増えております。こうした折には、市や消防本部でプログラムや研修内容の調整、講師の派遣などの支援も行っております。今後につきましても、現在配布している防災パンフレットや防災ラジオを活用しつつ、地域の皆様と連携しながら自主的な防災活動について支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員。

○16番（佐々木誠議員） ありがとうございます。

それで1番の質問でございますが、建物の管理をその地域の責任によってやってもらうことになるかと思っておりますけれども、一番の心配しているのは、郷土芸能の大事な芸能が廃れていくんじゃないかとい

う心配でございます。それで、私の地域では本当に子どもが少なくなったときに隣の町の地域の子どもたちを参加させて、そして継続したときもありました。ただこれからはもうそれもあるいはできなくなるかもしれない、ただ大事な伝統芸能を廃れてなくすというのはもう本当に大変なことだと思いつながら、どういう形でできるだけそういうのを残していくという意味からも、市は何か今から考えてないと急にそういう事態になったときにはもう遅いと思いますので、今から考えておく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 伝統芸能等の保存と申しますか継承と申しますか、そういうことでの今後のことについてということでご心配だと伺いました。直接的な市としての支援というのはなかなか難しい部分もあるかと思うんですが、例えば今現況でございますと、例えばその伝統芸能の保存会等がありますとその保存会への支援等々はあるというふうに思っておりますので、そういうような形も一つの方法ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) この点についても1点だけですけれども、伝統芸能というのはその地域のいわゆるなかなかそこに他人が入るとするのはなかなか難しい場合もありまして、そういう事態が発生したときにじゃあどうするかということで市側からでも入っていくことを考えるときに、なかなか入っていけないんじゃないかと思えます。じゃそれを解決するためにどうするかというと、やっぱりふだんに絶えず市の担当課の職員が絶えず訪問しながら、その状況を伺ってコミュニケーションを図っていくことが必要かと思えますけれども、そういうことを努めながら対応していくという姿勢はどうでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 やはりその地元に詳しい方でないとなかなか対応し切れない部分があるのかというふうに思います。そういう面から申しますと、やっぱりその範囲がちょっと若干広がるかもしれませんが、地区の職員なんかもそういう部分に活用していただきながら、それらについてはコミュニケーションとりながらするような方法を一緒に考えていくというのが一つの考えかというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) そのようにやってほしいと思います。

次に移ります。

除雪についてでございますが、一応今後こういう事態が発生するということで考えてくれると思いますが、その前にその地域でどういう除雪を望んでいるかという意見を聞くのも大事じゃないかと思いま

す。私たちの地域では、じゃあどうしたらいいかと尋ねたら、市で小さな除雪機を冬期間貸与してくれれば私たちがやるだけけれどもなという、そういう意見も出ましたので、その地域によっていろいろ違うと思いますので、そういう聞き取りをやって、そしてそれを体制に参考にするようにして進めていければいいんじゃないかと思えますけれども、それについてひとつお願いいたします。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 例えば議員がお話ございましたように、地域の方々とも意見交換をしながら対応について考えてまいりたいと思えます。

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員。

○16番(佐々木誠議員) 地域づくりの基本はある事業を地域の人たちがみんなで作って、そしてコミュニケーションを図り、きずなが生まれ、そしてその地域が活性化するという、そういうのが基本だと思っております。それで今の政策で何がじゃあるかといいますと、私も関係しておりますけれども、農地・水・環境保全の推進事業がそれに当たるんじゃないか、一番身近にある政策じゃないかと思っております。それで先に立ってやる人はすごく難儀しますけれども、地域のつながりというのは本当によく強くあらわれておまして、その事業をやっているところはやっていないところと比べると一目でわかるというようにこの前のある議員が言っておりましたけれども、そういうことが今やられている政策の中では一番身近な地域づくりに関係する政策だと思っております。

そこで、この地域の避難所についてでございますが、地域の年寄りをどうするか、炊き出しをどうするか、これは限られた地域の中の人じゃなくて、地域全体が取り組んでいかなければできないことだと思います。そういうわけで、地域づくりに大きな力を発揮といいますか、大きな貢献をするんじゃないかと思って取り上げたところですが、もうちょっと行政側がそういうことも念頭に入れた接触、サポート、フォローをお願いしたいんですけれどもどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 避難所の活用の仕方ということだと思いますけれども、原則的には先ほど申し上げたような形の中でお願いしたいというふうには考えてございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、各地域でそれぞれの取り組みというものが結構多うございまして、例えば炊き出しについても最小限の水でできるような方法だとか、それからあるいは高齢者の自宅をその地区ですべてマップにしてくれればサポートするかというようなことまで各地区で今いろんな事業展開がされているというようなことも伺っております。それらも踏まえまして、まず各地区の方々の中でそういういろんなアイデアを出していただきながら、ご案内のとおり、公助だけでは対応し切れないという部分がございますので、その大きな公助の部分とそれから地区の細やかな部分を組み合わせた形でぜひやらせていただきたいというふうには考えてございます。

そういう面でも先ほど市長が申し上げましたように、地域の範囲でまずは支え合い、互助、共助というところでもお願いする部分はあるというふうには考えておりますので、その点についてはいろんなまた

ご意見をちょうだいしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 16番佐々木誠議員。

○16番（佐々木誠議員） 今回この件を取り上げるに際して、私は議員ですからできるだけ地域ではそういうこと話さないように努めておりますけれども、この前にちょっと集会があったもので、ちょっと緊急の避難所に指定されておりますので、反射式のストーブ2つぐらい買っておいたほうがいいんじゃないかなと言ったら、あら、それはいいな、となりまして、そのときに、いや、市からもそういう話がありますとか何とかあれば今回取り上げなかったんですけども、市からは何もそういうことに関するフォローがなかったからこのままじゃだめだなと思って取り上げたわけで、だれも市からストーブを買ってほしいとか、そういうんじゃなくて、その避難の助け合いの中で地域がまとまってほしいと願って話しているんですけども、そういうふうになるようにいわゆる自助なんですよ、緊急避難は、公助じゃなくて。だからそういうふうな、その自助が発展するように市がフォローしてほしいということを願っておるんですけども、もう一言お願いいたします。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 やはり地域の皆さんのその地域の情報というものは、地域の皆さんが間違いなく一番持っていられますので、そういう面では先ほども申し上げましたように、どこどこに高齢者がいらっしゃるっておひとり暮らししているとかというそういう情報についても一番詳しいのが地元の方であるというふうに思っております。そういう面では、第一義的に公助で補う部分につきましては、議員おっしゃるとおり自助、あるいは地域の力というものでやっていただくということがまず第一でないかというふうには思います。ただそういう中でやはり市として支援しなければいけないもの、あるいはその大きい避難所との連絡なんかは当然震災のときなんかいろいろあったようでございますので、そういう部分での検討とか、あるいは大きな避難所との連携なるものをどういうふうにとれるのかという部分も含めて、震災の教訓にもありますので検討することは必要かと思えます。ただ、全体を先ほどの答弁でもありましたが、今現在避難所が169カ所ということで、結構それぞれの部分である程度の地域的なことも考慮しながら指定をしているということでございますので、そういう面では逆に申しますとそこら辺の周知が足りない部分があるのかなということを改めて反省しているところでございます。そこら辺につきましては、防災パンフレットの活用していただくこととなり、広くその避難所の位置をもう一度確認してもらうことも含めてその周知には力を入れていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時といたします。

午前11時40分 休憩

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齊 藤 勇 議員

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員に発言を許可いたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 市民の皆さん、こんにちは。日本共産党の齊藤勇であります。

私も今の衆議院選挙に対する論評をまず行いたいと思いますが、国政にとっても地方政治にとっても、今まさに国民生活にとって命運のかかった総選挙ではないかというふうに思います。以前の一般質問でも取り上げました今回の選挙の最重要課題と争点、原発にしても消費税の増税にしても、あるいは反TPP、米軍基地、領土問題など、今まさに激しい論戦が関わっていますが、これまでは国政と地方政治は別だというのがありましたけれども、今回は本当にこの言葉が消え去りました。そういう点でも本当に身近な選挙でもあります。同時にこの間主に二大政党から選挙目前になってくら替えをして、生まれでは消え、消えては生まれたり、まさに離合集散を繰り返す新党の立ち上げの中で、割合大きな政党名を名乗った割には、5日間しかもたなかった政党もあれば、政策等はまるで日が変わりメニューのような、そういう様相で、私は国民を欺くようなそういうあきれ顔であります。ですからわからない、あるいはうんざりというそういう思いはうなずけるものであります。

今政党が問われる、あり方が問われております。私たち日本共産党は、政策を前面に、歴史の試練に耐えて、そしてぶれない政党として本領を発揮して、有権者の願いにこたえたい、そういう思いを念頭に置きながら質問に入らせていただきます。

1つは果樹の、言ってみれば再建についてであります。

3年連続の被害と、豪雪とことしの猛暑で甚大な影響を受けております。その被害の傷跡、本当に今でも生々しく、痛々しく目立ってきております。この時期、今日は雪、結構降りましたけれども、昨今霜も降りて、葉っぱが散って、余計にその痛々しい状況が一目瞭然ですけれども、もちろんこの間、当局は、部分的にしろ改植がなされておりますけれども、しかし、やっぱり片枝折れて、本当にかかしのよう状況、そういう状況には変わりはありません。ですから、そういう状況に補植をして、そして実を实らせて成木につなげていきたい、そういう農家の切々たる懸命な思いが伝わってくるようであります。想定外の豪雪だということですが、もちろん防ぐことはできませんでしたが、要はこの状況、実態に向き合って、どう牽引するかと、この間これは何回も言ってきましたが、具体的な対策をどう講ずるかということが本当に行政の役目だと思います。

1つにいろんな事業、国・県を導入しながらやりました。しかしどの、そうですね、本当に少ないんですけれども、市独自のものありましたけれども、それは予算にしても弱かったであります。率直に申

しまして。例の改植などすれば、5年、10年、あるいは10年、15年のこの未収益期間、これを何とかするために生活の支えするために、特にマル農の活用が考えられました。しかし実態は、活用度、利用者は本当に少なく、ゆえに何ていいますか、廃園やあるいはあきらめがあってそして廃園に結びつくというそういう状況が私は結構あるものだと思っております。

もちろんマル農の対象外になる理由は税の滞納ということでありました。しかし、やはりこの間の、長引く価格低迷で、やはりなかなかそういう厳しい状況に置かれていることは確かにあります。

ですから、この未収益期間のこの状況を、どうやはり行政としてやるのか、今でも切実な課題であり、農家の悲痛な叫びでもあります。市としてやはり事業どおり選択、その上で市の独自性の弱さ、やっぱり尾を引いていると思いますので、これを抜本的に強化して、再生、再建に向け、どう具体的な支援をするのか、この点を伺うものであります。

2つ目ですけれども、農産物の加工場建設についてであります。

これは私は、初質問で加工場取り上げてまいりました。ご承知のようにますますこの自由化、その波が大変なものでありますし、長引くデフレ不況によって農産物の価格低下は一段と進んでおります。そして1番目で言いましたように、豪雪のこの被害、そういう状況の中で、割合何とかかんとか頑張っているのはやはり加工部門だと私、思います。

市もマーケティングその他の事業で例えばトマトのシシリアンルージュなど、一生懸命PRもし、東京にも出かけていろいろ頑張っておることは私も承知ですけれども、しかしこの価格の、商品としては、堅調といえますかそこそこんなんですけれども、生産者価格は本当に厳しいものがあります。特に加工に向けたシシリアンルージュというのは、私ちょっとことしおおよそ1反歩ぐらいやりまして、身をもって実感し、収支も本当に厳しいものであります。

今、トマトは健康ブームと重なりまして、うんとこの重要度、それから認知度等が高まっていることは幸いなことであります。ただやはり今言ったように、販売価格、その安定が求められると思いますし、再生産可能な、持続的農業、これを何としても図らなきゃならない、そしてこれは結構な雇用創出にも有効策だと私は思います。これらを前提とする農産物の加工場、いよいよもって本格的な着手が今ほど必要なときではないでしょうか。このことを求めるものであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点お尋ねがございましたけれども、その中の1点目でございます。

果樹再建についてでございます。

平成22年度から2年連続の豪雪によりまして甚大な被害を受けた果樹につきましては、国の果樹経営支援対策事業や、県の雪害復旧支援対策事業、また市単独事業として薬剤の助成事業などにより、復旧の支援をしてまいりました。

また、未収益期間の救済策として、市の農業経営安定化資金に果樹災害枠を創設し、低金利によりその対策を講じております。

なお、復旧に際し、事業費が不足しないよう県と協議し、予算を講じ、支援してきたところであります。

平成24年度は、オリジナル果樹産地育成強化事業による改植や園内道整備等で約8,300万円、また防除薬剤購入支援事業で約9,600万円の助成を行っております。結果として被害を受けた園地のうち、約180ヘクタールで改植や補植が行われており、樹体の修復や果樹棚の復旧など、園地の復旧は確実に進んできております。今後もJAなど連携しながら県内一の果樹産地再生に向けてオリジナル果樹産地育成強化事業や防除薬剤の助成事業等により支援してまいりたいと考えております。

2つ目の農産物加工場建設についてでございますが、現在農産物加工については、農業所得の向上対策として重要な位置づけとなっており、今後産地として6次産業化を推進していく上で加工施設の整備がますます必要になるものと認識しております。

現在JAの加工施設では、リンゴやブドウ、トマトなどの加工を行っているものの、現状の処理能力からすると生産量の拡大は難しいものがあります。

その一方、6次産業化法の認定を受けた農事組合法人が国の事業を活用して、ブドウジュースの加工施設を整備するといった取り組みも進んでおります。

市内には、リンゴやブドウなどの果実のほか、トマトなどの加工材料があることから、こうした国の事業を活用した取り組みが今後さらに拡大することを期待しているところであります。

市の単独の支援策としては、特産品開発等の支援策として一定条件のもとで上限50万円の補助制度があります。

さらに国の支援策では、6次産業化法の認定を受けた場合には、2分の1の補助制度があり、加工施設の整備にはこうした事業の活用が可能であります。

なお、議員ご質問の市の支援策であります。事業費の補助残額につきましては、融資制度を活用するなど、事業主体において資金調達するなどの経営努力をお願いいたしております。

次に、加工用農産物の生産者価格についてであります。大手加工メーカーの加工用トマトの買入れ価格が1キロ当たり35円であるのに対し、JA秋田ふるさとにおけるトマトの買入れ価格は105円と3倍の価格設定となっており、現状で市として加工用農産物の価格に対する支援策は必要ないものと認識しておりますので、ご理解をくださるようお願いいたします。

以上であります。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） 市長の所信表明で、リンゴ等前年比に比べて130%で、こういう数字からして回復基調というふうには言っておられますけれども、しかし、前年はそれこそ大変な被害状況でやっぱりあれは平年、例年というそういうのがやっぱり、数字はわかるんだけど、表現としてはそういうのが

適切ではなかったのかということ、その認識についてまず伺います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 比較するデータとして大変な被害を受けた翌年のことをベースとして考えたときに、130%というようなことで申し上げた次第でございまして、その地点でもって見れば回復の途上にあることは間違いないというふうに思っているところでございます。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) それはまず後にして、本段にも言いましたように、未収益期間の一つの設定、認識ですけれども、特にリンゴなんかは当局は、5年から10年というのはよく言っていました。この前、東京の専門部会の方々と懇談する機会がありまして、やっぱり10年から15年は見ないと成木、一人前ならないというのを結構強調されておりました。ですからやっぱりとりわけ融資、マル農の資金というのは本当に必要で、貴重なものだと思うんです。

もちろん、いろいろ条件あるということはおわかっておりますけれども、これの何ていいますか、もう少し委員会にもちょっと大ざっぱに聞きましたが、特にも申請件数、あるいは利用者等、金額についても、もしわかる範囲でいいですけれども、お知らせ願います。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 マル農の利用状況でございますけれども、今年度になりましてから68件で、借入額にしまして7,990万というような一般マル農がございまして。そのほかにことし、自然災害枠ということで、別立っていたしました部分によっては、3件の399万円というような現在の数字でございまして。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 68件で7,000万ですか、のようですけれども、ある意味なかなかの、1件当たりの利用といいますか、高いと思うんですけれども、その該当した申請件数は68件でしょうけれども、申請そのものは幾らでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 申請のほうは金融機関のほうに最初にご相談に行きまして、その後金融機関のほうで申請で通ったものが私たちどものほうに参ってございますので、申しわけございませんけれども、数字としては持ってございません。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) これは、豪雪の被害のみならず、ちょこちょこ被害があつて、マル農の申請をしてきたと。しかし、条件がこのとおりあつて、要件があつてなかなかかなわなかったということは、これまで農家の皆さんはある意味わかっているから、ですから申請そのものもしないでしまうと、あるいはなかなか面倒くさいとか何とかというのは、そういうのは多分にあるというように聞いております。ですから、そういうことなので、やっぱり何ていいますか、やっぱりあきらめて廃園につながると、今廃園ならぬように集積ということやっていますけれども、やっぱりその前の段階で、何とか食いとめる、

そういう上でもマル農というのはうんと大事だと思うんですけども、未承認の条件である税滞納について、もっともっと弾力的な運用といたしますか、猶予や分割など、等々、そういう検討は大いにこれからも、これまでもそうですが、これからも本当にあると思うんですよ。ですからその辺の手だてをいま一度やっぱり考えるべきではないかというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 このマル農自体が融資制度ということで、一生懸命その資金をもとに、一生懸命仕事をしていただいて、最終的には返していただくというような制度でございます。補助金ではございませんので、あくまでも一時的に資金の融資をする制度でございます。ということは、最終的には何年かをかけて資金を返していただくというような形になろうかと思えます。そういうようなときに、大変、納税者の方々が納税に苦しんでいらっしゃるという、今ご事情があるというようなお伺いしましたけれども、そういう税金のものを普通に払っていただいた方から納税していただいているお金で運用している資金等でございますので、どうかその辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） という言い分といたしますか、見方も一方では確かにあると思うんですけども、こういうやっぱり災害、そして惨状ですので、やっぱり特別な援助といたしますか支援はやっぱり必要でないかと思うんですよ。震災とは違うんですけども、ああいう観点の一部も取り入れて、特別な手だてというのは私はあっているんでないかというふうに思うんですが、やっぱり長引く低迷で、本当に収益がそれこそなくてどうにもならないということで滞納続くということが、残念ですけども、それが実態で、多くの方がおります。そのときに私は、行政としては、地方自治体として、公共団体として、何とかするというのはやっぱり必要なものだというふうに思いますが、市長ひとつコメントあったらください。

○五十嵐忠悦 市長 ただいま産業経済部長が答弁いたしましたとおり、やはり市民の皆さんのちょうだいたしてあります税金でもって運用している融資制度でございまして、そういう意味では大多数の納税義務を果たしておられる方々にとってなかなか説明しがたいご提案ではないかなと思っているところでございます。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） 別のことになりますけれども、このごろ農家から、病虫害について、ハンテン病だとかあるいはキクイムシ、暖冬、猛暑、あれはやはり放任、そういうことも重なって、そして試験場に聞きますと、なかなかこれといった特効薬がないと、それなりの薬はある、防除はあるけれども、なかなか難しいという答えでもありました。そういうことでいろいろ果樹農家の皆さん、再建する上でも難儀を強いられております。市は、最初の22年度は25%の薬剤防除の援助、ことしは20%とあって、年につれて、たつにつれて減らす方向のようにありますけれども、そういう新しい状況も見えてきましたので、何とか少なくともことしの20%補助の維持ができないものかという要望含めての質問ですけれど

も、いかがでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 最初に雪害がございましたときに、農家の支援をどのような形でしていけばいいかということで、一番農家の方々に理解していただけるのが薬剤助成ではないかというような形の制度をつくったこととございます。

その当時でございますと、毎年改植の努力をされて、農家が努力をされれば、毎年毎年収穫が上がっていく、回復をしてというような想定をしてございまして、1年目に25%、ことし20%、3年ぐらいたてばある程度の回復が見込めるだろうということで10%の3年間というような形の制度設計をさせてもらってございます。

ただ、今議員がおっしゃいましたように、状態がその当時とどれぐらい違いがあるのか、当時想定した部分の回復ができてきているのかということは、まだ今年度の分が検証できてございませんので、そういう結果も見ながら、いろいろ検討していくことになるのかなと思ってございます。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） やはり、ああいう、言葉は変なんですけれども、片腕をなくしたかかしのよう状況があのとおり見られて本当に痛ましいんですけれども、ただコストとしては、大体七、八割かかっちゃうと、薬剤散布も含めて、あるいは肥料その他、コスト、それだけにやはりそういった支援策が本当に必要だというふうに思うんです。そういうことで、何とか20%維持をお願いしたいという要望であります。

次に、農産物の加工のことですけれども、直接は加工場の建設ですけれども、生産者の販売価格、これがやっぱり大事なことだと常々思います。それで、ご承知のように、県の園芸作物価格補償事業というのがありまして、これの中身、見させてもらいました。なかなか枠がやっぱりいろいろありまして、最終的に実際の補償の額というのは、なかなか実効性が乏しいのではないかとというふうに思います。それでまず最初に結論的な話ですけれども、負担区分があります。県40%、全農10%、市が10%、農協10%、農家が30%です。そしてこの交付の基準なんか見ますと、すみません、その前に、23年度487万7,982円、これを予算化しております。そして、24年度に繰り越しされたのが431万1,189円で、不足分が結局、言い方あれですけれども、不足分56万6,000何がしで、ですから実際、この431万何がしがそのまま繰り越しになって、不足分という見方ですけれども、56万何がしというのは、結局56万6,000何がしが、価格補償に、その額しか回らなかったという計算、見方ではないかと私は思いました。それはどうでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ちょっと私もその中身については存じませんので、後から調べてご説明申し上げたいと思います。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 後からと。ほとんどそのこれだけの大横手市の農家の方々が一生懸命転作で取り組んでいて、56万、ですから変な災害がなかったと、順調だという一面もあるんでしょうけれども、しかしあるいはことしの場合でもその前も、本当に不安定な異常気象が続いておりまして、ですからそういう点でこれだけにとどまるというのは、本当におかしいんですね。実際の市の持ち出しなんかは、実際は本当に知れた額でしょ、これ。予算は480万何がして、その間431万が繰り越しているわけですから、そのまま。実際の市の出す援助といいますか、それは本当に知れた額ですよ、1割ですから。農家が3割で、この辺、ひとつわかるように、どうですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 私もちよっと詳しい資料がないので確かかどうかははっきりしませんけれども、これについては秋田県の青果物の価格安定協会のほうに加入した場合の加入金に対する補てんが10%横手市があるということで、基本的に横手市が幾ら出して幾ら補償するというような制度ではないように考えてございます。そういう観点からしますと、その協会というか、安定協会のほうに加入されていた方がどれくらいおったかということが基本的な金額の算定になるかと思えます。

また、今50万円の補償というような形の話でございましたけれども、取り崩し額というのはこれの10倍あるというような今の内容からして500万ぐらいは出ているのかなというような形で考えてございます。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) いずれこの制度の仕組みについて若干申しますと、過去5年間の最高と最低を除いて、実質3年の平均価格、この平均価格に0.9%を掛けて、そして最低基準というのもありまして、これは0.6を掛けて、その差額、これを補てん、補償するということのようにあります。

大体3割ですね、違いは。3割を丸々該当なれば補てんするということですがけれども、これなんかは、生産者が3割もたらしているわけで、自分のものは自分がもらうという程度で、何らこう、実効性がないというふうに思いますけれども、もちろん市の事業ではありません。市の10%の援助ということですがけれども、しかしこれは、大概の野菜やっている方は、大概、出荷契約のときに普通は入るんじゃないですか。ですから、うんとこれはある意味歓迎されるべきなんですけれども、実態のそういった運用は極めて弱い脆弱なものだと思うんですよ、やっぱり。ですから私は、そして、このごろの付加価値をつけるべくいろいろ、枝豆にしてもいろんな生産物についても、包装その他きれいに格好よくやっているわけでそういうコスト面も非常に高くなっている、そして販売価格がなかなか低迷しているということで、そのコストの部分がかなかなか生産者の販売価格に反映しないというそういう一面もありますんで、余計にこの補償制度がうんと期待されるわけです。だから私は願わくば、これは協会の制度ですがけれども、これはこれで大いに歓迎しつつ、例えばやはり果実生産者に、実際の収益の関係で、負担を少なくして、市が20%、30%の援助をします。そうした形で底上げをして、そして旺盛なそういう生産活動してもらおうというのが私は本来だと思うんですけれども、余りにも市の持ち出し、少ないように思うんで

すけれども、いかがですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市の持ち出しが10%が高いかどうか、低いかというのは、私、いろんな考え方があると思いますけれども、この制度自体が、生産者の所得を自分で確保するというふうな制度でございます。生産物が一定の価格にならないときに出る保険といいますか、そういうものでございますので、生産者の自由意思で加入する部分に市が大きなかわりをするということはいかがかなと思っております。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 自由意思だろうと何だろうと、いわゆるそういう制度があるので、大いに生かすべきだと思うんですよ、むしろ積極的に。一生懸命転作で、この4割近い転作で懸命に頑張っているのに、実態はこういう状況で、だから税滞納も増えるんですよ、やっぱり。そうそう思わないですか。私はそう思いますよ。

こういうところも、もちろんこれは協会の制度なので、制度をいじくるということは、これは大変だけれども、しかし、補助について、これは別に問題ないでしょ、こう。例えば市が30%、生産者が10%になるという、そういう積極的な支援なんていうのは別に問題ないわけです。自由な制度なんてことで言うんだけれども、それどうですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市の負担につきましては、生活安定基金協会のほうの取り決めということで、市町村に関しましては10%というふうな割り振り、議員が申しましたように、県が40%、JAが10%、市町村10%、それからJAが10%と、70%の資金が入っているわけでございます。農家負担が3割というような形の基金の制度設計でございますので、この部分に私たちが要望をしていくということはもしかすると可能かもしれませんが、なかなかその部分に立ち入ることは難しい問題ではないかと思っております。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) いろいろ含めて7割なんていうことはちょっとそれはおかしいんじゃないですか。市の独自性がやっぱり発揮されるべきであって、あれこれ、県とか農協なんてのは、まるっきり含めてなんていうのはおかしいんじゃないですか。市の独自性ですよ、やっぱり、大事なものは。こういうときだからこそ。どうですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今議員がおっしゃっている内容としましては、農家負担が3割あると。これはちょっと高いので市から何とかできないかというようなお話とお伺いしましたけれども、そのような形だとすれば、ほかの補償制度、価格補償制度もございますので、その辺の取り合いがございますので、その辺と一緒に考えてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) それこそ市独自のそういった制度、大いに必要だと思います。それはそれで大いに期待したいと思います。

それで、さっき市長でしたか、加工用のトマト、シシリアンが、どこだかのメーカーは35円なんてこと言っていました、ちょっとそれはよくわかりません。いずれ100円、105円というのは、本当に、簡単に言えば安過ぎるんですよ。確かに生食ですと300、400円とか、あります。しかし、実態は、確かに露地ですので、ハウスはかかっておりませんが、ほとんど手間暇、経費、変わらないんですよ。それでその3倍の違いとか。これちょっとやっぱりもう少し、そういう面では需要増、それから認知度、せつかくこのとおりに増えているわけです。広がっているわけですから、この際に、大いにやっぱり倍加構想、当初言っていました、なかなか今栽培面積伸び悩んでおるようです。それだけに、やっぱりマーケティングでやっておりますシシリアンの一層の拡大、それから雇用でもそうですし、活性化を大いにやるためには、ここにひとつ焦点をきっちり与えて、光を与えて、大いにこれを伸ばすべきだと思います。そのためにやっぱり再生産、持続可能な農業ということで、生産者価格を安定的にすると、そういうことがやっぱり今一番求められているんじゃないですか。どうでしょう。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 農家の共通の思いとして価格維持というのは高くあってほしいというのが共通の認識かと思っております。ただ、これは市場性等がございまして、価格の変動というのは経済行動をしている以上避けがたいことだと思っております。この中で価格が低迷しているときに何かいい方法がないかというようなことだとお伺いしましたけれども、そういう意味では、生食で売ることができない場合に加工に回る。加工に回ったときにそれを幾らかでも高く、加工品として取り扱っていただけないかというようなお話と思っておりますけれども、その分につきましては、今回のトマトに関しましては、大手メーカーでは加工用の場合は35円というような大体の取引をされているようでございますけれども、この地域JAでやっておりますトマトには105円というような、普通の価格がどのような形の生産をされているかという詳しい分析はございませんけれども、加工用として出荷するという形であれば横手市内では高い価格が維持されているのかなと思っております。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 高い価格というのはちょっと相当ずれているんじゃないかと思うんですよ。やはり、トマトの場合、シシリアンの場合、同じ人が2年も3年も5年もと、5年ぐらい、奨励されて、なるんですけども、いないんですね、そんなに。2年連続、3年連続、4年連続と。やっぱりいろいろPRでやってみようという方がたまたまいて、私もそうでした。それはそれで何といたしますか、いろいろやりがい、社会貢献しましたけれども、収支では本当に大変ですよ。105円であっても。だから、その倍加構想あるいは需要度、認知度が高まっているこの機会に、やっぱりもっともって確かな支援をして、そして当初の倍加構想になるべくそういう旺盛な展開が、やっぱり今の時期必要だと思うんです。

よね。その一番の原動力といいますか、ここだと思っんですよ。議会だと思っんです。その点はわかってないですか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 105円で議員は採算とれなかったということでございますけれども、シシリアンをつくっている方すべてそうかどうかというのは私ども承知いたしておりません。JAが決めた価格でありますから。我々もその辺の調査はしてまいりたいというように思っんです。ただ、言えることは、105円が適正な価格であったとするならば、それよりいかに、何といいますか、コスト下げてつくるかというような工夫というものもやはり農家の方々にはぜひお願いしなきゃいけないことではないかなと思っんです。それと、末端での製品にした場合の価格が決まっておるわけでございます、そういうところから105円というのは多分出たのではないかなというふうに思っんですけれども、その辺の市場での最終製品がピュレジュースにした場合の売れ行きとの関連をやっぱりJAのほうにも私どももやっぱり確認をしてまいりたいなど。そういう中で、農家の手取りが増える価格として105円というのは適正な値段なのかどうか、あるいは農家にもうちょっとコスト下げてつくってもらえる、いいものつくってもらえる栽培の例えば指導だとか、そういうことも含めてできるかどうか、その辺の検討もしてまいらなければならぬというふうに思っんです。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） 市長の言うことはある意味わかります、それは。しかし、105円という設定単価ですけれども、もちろんこれはさまざまあるかと思っんですが、よく指導で、栽培指導ですか、相当な量、やっぱりなるんですよ。ところが収穫するに大変な手間暇かかる。だからコストといいますか、それもコストでしょうけれども、パイプだとか肥料、それからそういった、ビニールを張るとか、そういうのはそれほどでもないんですよね、やってみて。やっぱり大変な、ことしは猛暑で一気に赤くなって、若干私、初めて人を雇ったような、そういうふうのこともありますけれども、私はこれは単なる一例で、全体としてやはり大変な労力を要する、そういうものです。それだけに、本当に夏の暑いときですので、まさに汗に報いるようなそういう、市長は農協ともよく協議をして、よく調べて、またいろいろ探求したいということですので、それはそれで大いに期待をしながらもう一つ別のところに入ります。

それで、十文字道の駅、連続3億円の売り上げと、農産物については東北一だという、所長、自慢げに話しておりました。よいことだと思っんです。しかしかなり道の駅そのもので販売するのも、大方ですけれども、内部努力で大分踏ん張っているというのものもあるようであります。そこでふれあい産直部会ですか、ここの方々、やはり単に生鮮の、そのまま販売するよりも何とかやはり今言ったような加工、付加価値をつけて、加工販売して、収益を増やすという熱意が旺盛のようで、今構想の段階のようですけれども、県の事業を6次産業の、さっき言った、これには認定されればという、その事業になるんでしょうか、その事業について鋭意検討して、できれば立ち上げたいという話がありますが、ご存じでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 市の農政といたしましても、これから6次産業化というのは一つの大きなキーワードとっております。現在、市長のほうから申し上げましたように、大沢葡萄ジュースの組合がことし6次産業化の認定になりまして、国から補助2分の1をいただきながら自前のジュース工場をつくるというような形の動きがございます。そういう意味では、今6次産業をサポートする制度が県の農業公社のほうにもできてございまして、横手市からは現在5件の相談が寄せられているようでございます。

これで一応認定者になりますと、その後事業申請をしまして、こういう事業をしたいということで申請をしますと、国から2分の1の補助が出るような形の事業でございます。その残りました2分の1につきましても、今度2月からになりますけれども、成長産業ファンドというような形のものが立ち上がりまして、ここから資金が出るというような形で、手元の資金が余りなくても、事業展開できるような形の制度になってございます。どうかこういう制度を大いに活用されまして、自前の工場をつくって加工品をつくっていただきたいと思っております。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) この道の駅の隣、農協の隣ですよ、市の市有地があります。その産直部会の皆さんは、ここを市から借りて、ここに建設したいと、そう言っておられます。そのことは連絡や相談や要望、あるんでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 そういうお話はうちのほうに相談をみえられたようでございます。ただ、建てる敷地が道の駅の敷地の中というようなご要望で、現在ある加工施設のすぐ後ろの辺というふうなご要望でございまして、これはなかなか道の駅をつくりました関係からもそこにつくるのは難しいというふうなお話をさせてもらっていると思います。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 確認ですけれども、会長さんは、市の保有地を借りたいというようなことも言っておられました。大分借りるお金なんかも具体的なことも言っておりましたが、そういう連絡、相談はないんですか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 道の駅の外れたところの敷地の話かと思っておりますけれども、それにつきましては、まだ十文字の庁舎の辺の再編といいますか、かなり古しくなっているということで、今度改築の計画があるようでございます。これとの兼ね合いもございまして、なかなかいい返事が差し上げられていないような形で伺っております。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 庁舎の改築等々も大変重要なことですので、よくその辺を整合性といいますか、

あるいは精査をして、できるならばやはり道の駅の皆さんのふれあい産直の皆さんのご要望にこたえて
いただきたい、このことを申し上げて終わります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時5分といたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴 木 勝 雄 議員

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） どうも、今議会も最後の質問をさせていただくことができ本当に皆さん方に
感謝したいと思います。

大分疲れてきていると思いますので、休みながらお付き合いをお願いしたいと思います。

早速要旨に従って質問したいと思います。

農業施策等について。

8番日本共産党鈴木勝雄。

最後の登壇となりました。

それでは早速、農業施策等について。

いつも同じですが、産地収益力向上事業ですが、ことしは異常気象により、5月から高温と少雨により、
作物の生育が悪く、また、単価も例年より安く、青果物は最悪のシーズンでした。こういう中でも、
農家は頑張りました。この、これまでの収益力向上対策の支援対策ですが、中でも野菜生産対策として、
アスパラ産地再生、スイカの安定対策、ミニカリフラワー安定供給対策、ネギ作付拡大対策となってい
るが、この3年間の作付状況は計画目標に対し21年度当初とことし24年度の作付がどのようになっている
のかひとつお知らせください。

さらには、この作物に対する事業の効果とその評価についてもお聞かせください。

さらには、この3年間の評価、効果を総括し、反省も視野に入れ、向こう3年間、27年まで収益力
5%向上のための方策が必要と思われるので、今後の見直し等、支援対策についての見解をお聞かせく
ださい。

次に、戦略作物の大豆についてですが、野菜と同じでことしは異常気象で夏は高温少雨でしたけれど
も、大豆の刈り取り時期は雨の日が多く、畑も軟弱のため、刈り取り不可能となった大豆が11月20日時

点で50ヘクタールぐらいあったと聞いております。

刈り取りをしない場合、補償金が入らないということになっていると思われるので、国に要請をして、速やかに補償金が農家に振り込まれることを切に国の要請支援をお願いします。

また、夏の天候の関係か、大豆にはしわがで、従来と違って等級も3等以下と、大変低い等級になっていますので、価格も大分低迷しますので、農家の支援が必要だと思われませんが、市として何か考えがあるのならお聞かせ願います。

次に、たばこ税について。

一般交付税の中ではたばこ税として特別枠的に市に入ってきていますこのたばこ税を一定枠の中で喫煙者の権利を守り、受動喫煙者を解消するための分煙施設の整備が必要と思っておりますが、9月の質問の答弁では、全面禁煙の方向と言っております。まさにたばこは悪いというイメージはありますが、そういうことではなく、当市においてもたばこ税の財源としてたばこ税の活用方法ではありがたいたばこ税ととらえることができると思っていますので、当局の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目の農業施策等についてのお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、平成22年12月に横手市産地収益力向上協議会が策定いたしました横手市産地収益力向上プログラムでは、平成21年度を基準年といたしまして、平成27年度までに横手市の農業産出額を5%以上増加させることを目標とし、プログラムの当初期間は平成22年度から平成24年度までの3カ年としております。

野菜関係の具体的な取り組み内容であります。平成23年度はパイプハウスや管理機などについて、県事業の夢プラン事業に対する市の協調助成を行っております。

また、JAから緊急な支援要望があったアスパラガス、スイカ、ネギ、ミニカリフラワーについては、国のきめ細かな交付金を活用した産地収益力向上緊急対策事業で面積拡大等の支援策を講じております。

平成24年度は、生産者サイドの要望を取り入れ、産地収益力向上緊急対策事業の内容を一部見直しするとともに、対象品目を拡大し、農業産出額の拡大に努めてきたところであります。

このように、生産の拡大に対して支援を行ってまいりましたが、平成24年度の栽培面積は平成21年度に比べ、ネギは7.6ヘクタール増の13.7ヘクタール、枝豆は6ヘクタール増の118.3ヘクタールと拡大しておりますが、スイカは35ヘクタール減の224ヘクタール、アスパラガスは9ヘクタール減の70ヘクタール。ミニカリフラワーは7.4ヘクタール減の6.3ヘクタールといった状況にあります。

面積の拡大ができなかった品目の背景には、既存の栽培農家の高齢化や、担い手不足のほか、野菜の価格動向による栽培品目の変更などがあったものと考えております。

横手市産地収益力向上プログラムの策定後は、果樹の雪害や暴風等の災害のほか、市況の低迷など、

農産物の生産にはマイナスの要因が多かった状況ですが、認定農業者以外の農業者からも広く同プログラムに沿った事業を活用していただいております。市全体の栽培面積の維持などに一定の効果があつたものと考えております。今後も農業産出額の向上につながるよう、事業メニューを見直しながら、農業生産の支援に努めたいと考えております。

この項の中で、平成24年度産大豆の収穫不能等への対応についてのお尋ねがございました。今年度の大豆につきましては、10月中旬以降の断続的な降雨により収穫作業が進まず、収穫不能となる圃場もあるなど、収量、品質とも低下が心配される場所であり、11月25日現在、平鹿管内でまだ収穫できていない圃場が1割ほどございます。今回のような災害等による減収の補てんは、基本的には農業共済の範疇となりますので、現在市の再生協議会ができることとして、収穫ができなかった場合でも、戸別所得補償制度の交付金を本来の額で交付してもらおうということを進めております。

通常大豆の戸別補償制度の交付金は、生産目標数量設定の上、収穫し、出荷、販売することが交付条件となっており、それが2分の1に満たず、正当な理由がなかった場合、返還を求められることもあります。減収の理由を自然災害に該当させてもらい、本来の金額が交付されるよう東北農政局へ働きかけを強めるとともに、農家への手続等の指導の徹底を図っているところであります。

それから、この項の2つ目であります。

現在農業者の高齢化や担い手不足など、農業産出額の拡大を図るためには、多くの課題もありますが、人・農地プランや、農業フロンティア研修などによる新規就農者の増加や、6次産業化への新たな取り組みなど、明るい話題も見られます。今後、市の農業産出額を増加させるためには、市場性の高い野菜などの生産拡大や、消費者ニーズを先取りした付加価値の高い農産物の生産と販売先の開拓などが必要であります。そのためには、実験農場とタイアップした新たな作物への取り組みや、効率的な生産設備などの導入を支援するため、事業メニューの見直しや、対象品目の拡大を図りながら収益力の向上を進めてまいります。

また、県の農業夢プラン事業では、認定農業者のレベルアップにつながる協調助成策を検討してまいりたいと考えております。

今後も意欲ある農業者の生産拡大に事業を拡大していただくようなPRに努めてまいりたいと思っております。

2つ目のたばこ税についてでございます。

本市のたばこ税収入は平成23年度決算額で6億4,790万円となっており、市税収入に占める比率は7.6%であります。本税は貴重な一般財源として行政サービス運営に広く活用しているところであり、まずは一般財源としての性質上、特定分野への財源充当を行うものではないという点をご理解いただきたいと思います。

健康増進法第25条では、官公庁など多数の方が利用する施設については、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることとされております。また、平成22年2月の厚生労働省健康局長通知では、受動

喫煙防止措置の具体的方法として、公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきであり、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましいとしております。したがって、前回の答弁の繰り返しとなってしまいますが、これからの公共施設におけるあるべき方向といたしましては、喫煙者の方々のご理解とご協力をいただきながら、全面禁煙を目指していくべきであると考えております。

ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） まず、1点目の農業施策ですけれども、答弁にありますとおり、緊急対策事業というようなことで、農協とタイアップして4品目を高い支援策をもって行いましたけれども、残念ながらネギは増となっておりますけれども、スイカ、アスパラガス、特にミニカリフラワー等については半分も減っておると。どういうのを根拠にしてやったのかというのは何回も聞きましたけれども、やはり結果としてこういうふうになっておるということは、やはり、農家のJAが勧めるからとか、農家の声がどうなっているかという、その辺の詰めが足りなかったのではないかという大きな反省点がありますけれども、ただ農家の高齢化、担い手不足、野菜の価格がとれないからやめたのではないかという、こんな単純な評価ではだめだと思うんですよ。やはり、農家が魅力を持てるようなものに対する支援策が必要なことであって、その辺のところはちょっと効果、評価は余り芳しくないというふうに思いますし、特に私は枝豆やっているからということですが、枝豆は手厚い保護といっても22年、23年度はこの品目よりも機械等の導入に対しても、支援率は低く、片方は2分の1、そして枝豆は12分の5というように、同じ管理機でもそういう差がありながらも、枝豆は完全に定着してきておると。こういうことを踏まえて、枝豆は全国でことしは群馬に続いて2番目というようになってきました、いよいよ日本一まであと一息というところでもあります。そういうことから、この24年度に22、23年度やったのまでの支援策を見直して、大体一律の12分の5に低くなっております。これをこのままこれからの3年間に当てはめるのかどうか、大変疑問です。やはり農家が意欲を持てるような、施策が必要だということで、価格、先ほど価格補てんのこともありましたけれども、そういうことではなく、やっぱり農家が努力して、低コストで栽培をして、少しでも所得向上につなげるような方策に結びつくような支援策がぜひ必要だと。

わけても後でたばこのこともなりますけれども、やはりたばこも減反を強いられたところにことしは枝豆を作付するというようなことで、大変そういう面では枝豆というのは根強く、品目の拡大にもつながっておりますし、その辺のところの評価、効果をとらえた25年度から7年度までの所得向上対策としての目玉はどういうような位置づけをしながら、見直しをしていくのか、その辺ひとつ、お聞かせください。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議員のほうから作物の見直し等、どのような形で進めていくかとい

うようなご質問でございましたけれども、確かに議員がおっしゃいましたように、3年間の反省をいたしますと、なかなか思ったような伸びができていないということは素直に反省をしたいと思います。

どのような形で伸ばしていくかということは、作物ごとにいろいろな事情があって、伸びたりしぼんでしまったりというようなことが考えられますので、その辺もう一度、検討いたしまして、新しい施策を考えてまいりたいと思います。

ただ、いつも同じということばかりではなくて、やはり新しい品種に挑戦していくということも農業行政には必要かと思っておりますので、その辺も考慮しながら春まで考えてまいりたいと思っております。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） ただいま部長言うとおりでございますけれども、やはり新しい品目というようなことで、実験農場でやっているものを農家へ普及させながら進めておるとするのは私も十分承知しております。

先ほどそれこそシシリアンのことも出ましたけれども、しかり、ミニカリもしかりであります。でもミニカリは3年でいわゆる半分以下に面積が減るということは、これは大変なことだと思うんですよ、やっぱり、施策上。何でこういうふうになるのか、これがやはり農家の高齢化とか担い手不足だけでなく、やはり魅力のないものを勧めた結果だと思うんですよ。やっぱり農協とタイアップしても、農協でも売り込みにできなかった。つくる人も売れるものをつくるのができなかったという、ギャップがあるために、つくっても手間にもならないということが第一の原因だと思うんですよ。やっぱりそういうところも精査しながら今後の計画に十分反映してくださることをお願いして、この項を終わります。

次に、大豆についてですが、先ほど市長答弁にもありましたけれども、大豆についてはことしは異常気象というようなことで、農家へ価格保障の水田活用の所得補償3万5,000円、畑作物の所得補償交付金2万。この5万5,000円を速やかに国のほうへ要請して支払われるようにするということと、農家へ申請などの手間暇をかけない、それこそ速やかに交付されるような要請をしてくださることをお願いいたしますけれども、これはどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 交付していただくには、農家の方々の理由書というものを提出していただかないと正規に交付されないということでございますので、その理由書等の事務につきまして、私たちが何ができるのか、どういうお手伝いができるのかということを考えてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） いわゆる異常気象というようなことで農家からただ聞き取りをしてできるものであれば聞き取りをして当局のほうで一括して申請するとか。判子だけだろう。

それと、あと大豆のしわ出る等級、共済組合でということですが、共済組合でも、思うには、収量に対しての補償はあるでしょうけれども、しわ等による等級の低いものには共済組合では補償ないと思っておりますので、悪くなったのはやっぱり自分のせいでもない、天気のせいだということですので、そ

の辺もひとつ、考慮に入れながら、もしできることがあるなら考えてやってほしいと思います。

そういうことでひとつお願いだけで申しわけありませんけれども、部長、よろしくお願いします。

次はたばこ税ですけれども、何回質問しても同じだということですから、やはり施政方針にも掲げておりましたけれども、来年度を見ても見通しが立つのはたばこ税だけで、地方交付税は当てになって当てにならないと。そういう状況の中で財政的にも市では大変ありがたい財源になっているということは事実だと思います。やっぱり一般財源の中にも、たばこ税、国で仕上げたたばこ税が含まれておると思いますし、それにもかかわらず、別枠でまた6億5,000万近い金が入ってくると。やはりたばこ愛好者は、それこそ買うときは消費税の10%になるなんてことでなく、80%も税金払ってたばこ買って、吸うところ探したらないと。まるっきり弱者になっていて、今日的生活保護の弱者のところでも支援策というのがありますけれども、高い税金払ってたばこ買って吸う場所がない。まるっきりの弱者。どこへ行っても、ここ灰皿あるっけかと聞かなければ何ともならないという状況で、やはり言っていることは大体わかりますけれども、法律ではやはり受動喫煙を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなさいということですので、これが即全面禁煙になるのかどうか。福祉部長、その辺の解釈は。受動喫煙防止の解釈からして、必要な措置を講じるというのは、全面禁煙という通達になるのか、法律が優先するのか通達が優先するのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 厚労省の通知では、公共施設あるいは医療施設等については敷地全部含めて全面禁煙が望ましいということですので、横手市としましては公共施設でございますので、全面禁煙の方向に向けて検討しているということでございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） たばこ税そのものを使って受動喫煙を防止することが有効にたばこ税を活用してそういうことができるのは、行政しかありません。行政にはたばこ税、一般財源にもたばこ税含まれておりますし、民間にはそういうのは何も入っておりません。先ほど生活保護の議員の質問でも、市民の税金だからそういうのに使うのはうまくないというような話もあったけれども、たばこ税という税金が入っておって、受煙防止のための必要な措置を講じなければならぬというところではなく、これは、度外視して、その後に通達がこうなっておると。法律と通達ではどちらが比重が高くて重いんですか。私たちがたばこ8割の税金払って買って、吸う権利はあるのにすべて断ち切る、税金を使うのは行政だと。これはまことにおかしいことは世の中おかしいと思うんですよ。その辺の解釈、いま一度お願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 法律はすべての施設、商業施設、それから飲食施設すべて含めまして受動喫煙を防止しなければいけない。ですからお店の場合も喫煙所はすべて別の場所に設ける、閉鎖された空間に設ける。あとはJRでもきっちりした喫煙所を設けるというような措置を講じていると思います。

その中で特に公共施設の場合は率先して全面禁煙で健康被害をなくそうというようなことをございますので、全体的な法律の中でさらに公共施設の場合は模範を示すということをございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 健康被害をなくすには、やはり分煙室だと思うんですよ。受動喫煙をなくすためには、やはり公共のテーブルの上にも灰皿を置いて灰皿置いた前を人が通る。すべて受動喫煙だと思うんです。やはり分煙をきっちりしないでそのまま放置しておいたのが行政だと思うんですよ。やはり私、JRの大曲の新幹線のホームにもやっぱり分煙室ができた。大曲のイオンに映画見に行ったら、去年までは玄関に灰皿あったのがない。あら、灰皿なくなっている。そしたら向かいに分煙室がありますから立派な分煙室をつくっておる。大曲の市民会館もちろん分煙室ある。秋田の地域局、新屋地域局行くと、1階、3階に分煙室がある。それでは横手はどうだ、横手はどこかに灰皿おいているというだけで、やはり受動喫煙をなくすと、ただ灰皿置くというだけでなく、分煙室をきっちりさせて、ここは禁煙だよ。全面禁煙をするには全面禁煙でも。

だがしかし、たばこを吸う人の人権と権利をどのように思っているのか。やはり税金を取ってたばこを買っても吸う権利はあるけれども、吸う場所を奪うというのは、まさに人権蹂躪で、やはり訴える義務があるような気がしますけれども。その辺のところをかんがみているのか、またY²（わいわい）ぷらざも当初禁煙、どこにもなくて、前の自動販売機のところに灰皿あるという話ですけども、この間Y²ぷらざの課長に聞いたところ、やはりお客さんから苦情が多くて、北口のところへ灰皿置いた。灰皿置いたんでは分煙にもならないし、そういうようなあいまいな手だてをして税金だけ行政が、みんなのために使うのに、たばこ愛煙家だけが場所がなくなる。非常に施政方針でも大事な、見通しが立つのはたばこ税だけと言いながら、たばこ吸う人を排除するというのはいかがなものかと。その辺、各施設ともやはり大衆が出入りするところには、まず分煙をするというのが第一条件だと思うんですよ。その後で何年もたってから厚労省から通達が来て全面禁煙だと。じゃ税金はどうなるのかと。税金の使い道は、これは何に使ってもいいということだと思うんですよ。でも一般交付税の基礎算出の中にはたばこ税だけが別枠で、交付税の中に入っているというのは、やはりこういう措置を講じなさいということではないんですか、分煙を。その辺の解釈の違いだと思うんです。使えるのはやっぱり民間でも分煙室つくっている。公共こそ分煙室をつくって市民の税金を有効活用するのが受動喫煙をなくすために必要だと思うんですよ。その辺のところ再度、福祉部長。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 厚労省の考えとしましては、受動喫煙ばかりでなく、喫煙者の健康管理というものも考えているものだというふうに思います。

喫煙と病気との因果関係、これは医療データとしてはっきり確立されているものでございますので、この前あるお医者様に確認したところ、現在、喫煙指導についても保険適用がなされているというふう

な状況でございますので、喫煙者の方々も徐々に禁煙に進むように指導するというのがそもそも厚労省の考え方ではないかというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） 指導、やっぱり喫煙者の健康も考えていることですが、分煙室がないことによって、夏は暑いところに出ていけ、冬は寒いところでたばこ吸え、これで喫煙者の健康を本当に守ることができるんですか。やっぱり分煙室をつくって、快適な空間をつくるのが健康に役立つことであって、やはりたばこ吸わないでおって中毒で我慢して暑いところに出たら倒れたとか、寒いところに行って倒れたとか、健康には、快適な分煙室がないということは著しい健康を害するということになると思うんですよ。その辺はどういうふうに、市で施政方針にも書いておりましたけれども、そういうことであれば、健康保険税の一般財源から1億2,000万で保険税を抑制するとありましたけれども、たばこ税から1億2億出すと、そして保険税を抑制して、皆さんの健康を管理すると。管理するためには、保健師さんの車はたばこ税で車買うとか、たばこはよいほうに使われているというイメージをつくるのが大事だと思うんですよ。そういうところの考えはどういうことですか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 たばこ税、それから普通交付税、すべて一般財源でございますので、考え方としましてはたばこにやはり、先ほど市長も答弁あったとおり、たばこの対策に特化した使い方というのはなかなか難しいと思います。ただやはり現在、喫煙が健康に及ぼす影響というのは完全にあるということが実証されている以上は、やはり公共施設については全面禁煙をして模範を示すという方向に現在市としては向かっているということでございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） やはりたばこを吸わないと健康を害するという方が今吸っているんだと思うんですよ。逆にたばこをやめればそれこそたばこ中毒になっているものが吸わなければ、おかしくなる、アル中と同じだと思うんですよ。そのために禁煙のための医療費を出すというようなことですので、たばこ税は特化したことに使うことではないでないけれども、特化してお金を取っているのはたばこ税だと思うんですよ。たばこは減っても税金は増えてきたと。それとやはり公共の施設でどこへ行ってもたばこ吸うところないというような不平不満もありますので、各地域局長の人たち、地域局ではそういう声があるところがないのか、一言ずつお願いします。

大衆が出入りして、市民が出入りして、やはりそういうあれがないというのがどうして、あるのかなのか、聞く人はたくさんいると思うんですよ。Y²ぷらざもお客さんに喫煙所がないという不平不満から北口に灰皿を置いたというような経緯もありますので、各地域長ではどういう対応をしているのか、一言ずつ各地域局長の局長、お願いします。

○佐藤清春 議長 横手地域局長。

○石山昭一 横手地域局長 今市長の答弁にもありましたけれども、やはり前は職場で吸っていた、今度

は階段の踊り場で分煙機置いて吸ったということで、今お客さんが受動喫煙ということで5階、なるべく人の来ないところということで設置していますけれども、やはり5階にも保育園の入所とか何かで子どもさんとかやはりお客さんが来れば、あら、臭いというような状況であります。それでまずはっきりはしませんけれども、今、地下のほうに、地下は庁舎の一角とはみなさないということで、今地下のほうに設置しようとしております。

やはり、市民からの苦情なりいわゆるたばこの吸わない職員からは、嫌だという顔はされます。

横手庁舎の現状は以上です。

○佐藤清春 議長 増田地域局。

○佐藤長慶 増田地域局市民福祉課長 増田庁舎でも今横手庁舎にたがわず、次第に縮小させていただいております。やはり庁舎利用者の方々からは喫煙の分煙なりたばこの香りのするところはぜひとも避けていただきたいというような要望が強い要望でございます。

現状は半分外のような形のところで喫煙者は我慢をさせていただいておるところでございますが、中では絶対吸わないような形で現在進行しております。

以上です。

○佐藤清春 議長 平鹿地域振興課長。

○佐藤誠 平鹿地域振興課長 平鹿地域局では来客者の喫煙室、喫煙場所等の問い合わせは届いておりません。あるとすれば、前から吸っていた関係者、職員の方も多く喫煙者がおりますけれども、職員の間においては、禁煙の事情をよく理解して、今屋外で喫煙所を設けておりますけれども、そういう状況理解した上で屋外で吸ってもらっているというような状況でございます。

以上です。

○佐藤清春 議長 雄物川地域局長。

○福岡新作 雄物川地域局長 雄物川の場合は、現在戸外のほうにプレハブを建てまして、喫煙される職員はもちろんでありますけれども、来られた方々もそこで吸うということで、今は完全に禁煙ということは先ほど来申し上げているような形で市民の方々にはご理解いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 大森地域局長。

○高山勇光 大森地域局長 大森地域局では、特別な喫煙室は設けておりません。ご理解いただいて外で吸っていただいております。特に苦情は来ておりません。

以上です。

○佐藤清春 議長 十文字局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 十文字庁舎では、全面禁煙しておりまして、喫煙される方には、庁舎裏の外で喫煙していただいております。また、来庁舎につきましても、特別、喫煙の苦情等については伺っ

ておりません。

○佐藤清春 議長 山内地域局長。

○照井礼司 山内地域局長 山内地域局でも特別喫煙する場所等は設けておりませんが、庁舎の外側に灰皿を1カ所置いて使用しております。

それから公民館を解体し、まだ解体しておりませんが、公民館が使用できなくなって山内庁舎の車庫の上、ここを会議場として広く使用を許可しております。したがって夜間など、たばこを吸う方もお見えになるんだろうということで、その渡り廊下の一部に分煙した形でたばこを吸える場所を設けております。

以上です。

○佐藤清春 議長 大雄地域局長。

○鈴木康和 大雄地域局長 大雄でも庁舎内は全面禁煙としております。吸っている方でありましてけれども、庁舎の裏口の部分に1カ所、外とつながっているという形でそこで吸ってもらっています。市民の方からは特別苦情等は聞いてございません。

○佐藤清春 議長 8番鈴木勝雄議員。

○8番（鈴木勝雄議員） どうも、各地域局の局長の皆さん、ありがとうございます。

今もお話にありましたけれども、やはりたばこ愛煙者は分煙室はどこにもないと。外に置いているとか、そういうのは外でもどこでもそれは分煙とは言わないですよ。まず、外でもどこでも必要な措置を講じるというのは分煙室だと思うので、やはり禁煙と即結びつけるようなことでなく、そういう必要な措置を講ずるよう努めてくださるようお願いして終わります。

どうもありがとうございました。

○佐藤清春 議長 これで一般質問を終了いたします。

◎報告第39号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第2、報告第39号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第39号専決処分の報告についてをご説明いたします。

追加議案その2の議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本報告は車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて地方自治法の規定により専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

内容についてご説明いたしますので2ページをお開きいただきたいと思います。

事故の発生日時は平成24年11月1日の午前11時30分ころであります。市内羽黒町220番の5地内、横手南小学校前丁字路交差点でございます。ここでの車両物損事故でありまして、被害者の方につきまし

ては記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、財務部納税課の非常勤職員が、公用車を運転いたしまして、この交差点、赤信号でございまして、一たん停止いたしました。その場所は左折専用車線でございます、もう1件訪問聴取ができるというふうな判断が働きまして、この車線変更を直進の場所への車線変更をしようとしたしまして、ちょうど前の車両と非常に近かったものですから、いわゆる後進をしたわけでございます。この際に、後続車の確認を怠ったことによりまして、被害車両に接触いたしまして、バンパーを破損させたものでございます。損害賠償額は6万1,204円で全額共済保険で対応するものでございます。

大変申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第39号の報告を終わります。

◎報告第40号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第3、報告第40号専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）報告を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました報告第40号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の賠償額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告するものであります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

事故の状況でございますけれども、事故の発生日時が平成24年10月9日午前11時10分ごろであります。事故発生場所でございますけれども、横手市平鹿町浅舞字下高口2番地内市道一本杉蛭野線であります。被害者の方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますけれども、教育総務部文化財保護の職員が、公用車を運転しておりまして、十字路の交差点で一たん一時停止をしまして、左側から来た車を1台通しました後、その後すぐ再度安全確認をしないまま前進してしまいまして、その際に接触事故を起こしてしまったというような状況でございます。今回の場合、過失割合としてこちらの市側のほうが95%というような状況になっております。幸いにも双方ともけが人はございませんでした。

損害賠償額でございますけれども、26万9,015円でございます、これにつきましては全額全国市有物件災害共済におきまして対応するものでございます。

このたびの事故の発生につきましては、大変深くおわび申し上げますとともに、今後このような事故が起こらないよう、注意喚起をしてまいりたいと思っておりますので、大変申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第40号の報告を終わります。

◎議案第157号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第4、議案第157号土地の取得について（クリーンプラザよこて建設地）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 追加議案書の5ページをお開きください。

ただいま議題となりました議案157号土地の取得についてご説明いたします。

このたびの議案は、クリーンプラザよこての建設用地の取得について議会の議決を求めるものであります。

取得する土地であります。横手市柳田字久右エ門沼新田58番地ほか98筆であります。地目と面積につきましては、田、畑、原野、雑種地で、合計8万3,456.43平米、取得の予定価格は2億1,494万3,415円であります。取得方法は随意契約、契約の相手方は横手市大屋新町字新町117番地2、蛭川謙治氏ほか28名であります。

次に、一緒になっております追加議案書の資料編の緑色のページの次のページ、資料1の1をごらんいただきたいと思っております。緑色の次の1の1です。中段より下に書いてございますけれども、買収価格につきましては、不動産鑑定に基づいたものでありまして、このとおりに地権者の皆さんから仮契約をいただいております。

その下の備考1の欄になりますけれども、事業用地全体の中で、今回の取得議案に入っていない用地が3筆ほどございます。

次のページ1の2のページをごらんいただきたいと思っております。ちょうど一覧図の右側のところですが、黒く塗られた部分があります。これがその部分になりますけれども、相続登記等で困難になっている部分であります。次の1の3ページの実地の地図と比較していただければわかりますが、ちょうど今回の議案に入っていない黒塗りの部分は、ちょうど丘陵地帯になっておりまして、景観を含めた緩衝地帯ということで、実際の建設、建物が入らないエリアになっております。そういうことから当面はこの部分につきましては、この議案とは別途に賃貸借契約いたしまして、相続登記が終了次第に買収していきたいというふうに考えております。

これで説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

○14番（堀田賢逸議員） この土地の中に、たしか共済組合の土地があったと思うんですけども、それは、原野とか雑種地になっているのか、それ。そして面積はどれぐらいあるのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○小丹茂樹 市民生活部長 今回の議員ご質問の土地ですけども、地目は雑種地です。面積で1万1,507平米になります。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第5、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明12月6日から12月11日までの6日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明12月6日から12月11日までの6日間休会することに決定いたしました。

12月12日は、一般会計予算特別委員会終了後本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時59分 散会